

平成 26 年 1 月 16 日

各 位

会社名 シダックス株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長 志太 勤一  
(JASDAQ コード番号 4837)  
問合せ先 取締役 管理本部長 兼 経理財務本部長 兼 IR担当  
若狭 正幸  
(TEL. 03-5784-8909)

## 事業所の営業停止に関するお知らせとお詫び

当社の連結子会社でありますシダックスフードサービス株式会社が受託しております長野県長野市の事業所におきまして、ノロウイルスによる食中毒事故が発生いたしました。当該事業所は1月16日付けで長野市保健所より営業の停止処分を受けましたので下記のとおりお知らせいたします。

発症された皆様には多大な苦痛とご迷惑をお掛けしたことを心よりお詫び申し上げます。また、本件に関しまして、株主様、お客様をはじめ関係者の皆様方には、大変ご迷惑をおかけしたことを重ねてお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 食中毒事故の内容について

平成 26 年 1 月 9 日 (木) 午後 4 時 30 分から 1 月 10 日 (金) 午前 8 時の間、当該事業所で提供した食事を喫食された 1 グループ 38 名中 23 名が、下痢、発熱、嘔吐、吐き気などの食中毒症状を呈しました。医師の診断を受けたところ、1 月 10 日 (金) 食中毒と診断され、長野市保健所の調査により、共通する食事が 1 月 8 日 (水) に当該事業所で提供された食事のみであったため、原因施設と断定されたものです。

なお、1 月 10 (金) より本日までの当該事業所施設での営業は自粛しております。

#### 2. 行政処分の内容について

上記内容をうけ、同営業所は 1 月 16 日付けで長野市保健所より、以下のとおり食品衛生法に基づき営業を停止することを命じられました。

事業所所在地 : 長野市大字鶴賀問御所町 1167-2  
事業所の名称 : シダックスフードサービス(株) 三井住友銀行 長野支店  
処分内容 : 営業の停止 平成 26 年 1 月 16 日から 1 月 18 日までの 3 日間  
処分理由 : 食品衛生法第 6 条第 3 号の規定に違反した為

### 3. 今後の対応

当該事業所施設の衛生管理に関しましては、本社直轄の品質管理推進担当による衛生監視と指導により、清掃と手洗いの徹底と従業員の健康管理の徹底を合わせて行い再発防止に努めていきます。

また、当社グループといたしましては、この事態を厳粛かつ重大に受け止め、衛生管理体制を再度強化・徹底し、信頼回復とお客様へのサービス向上に努める所存です。

### 4. 業績への影響

本件による当社グループの業績（平成 26 年 3 月期）への影響は軽微であると考えておりますが、改めて開示が必要な場合には別途速やかにお知らせいたします。